

県中小企業制度融資のご案内

経営安定資金（伴走支援枠）

R4年2月1日から
資金内容を
拡充しました！

融資対象	以下の1から3のいずれかに該当する中小企業者の方 1. セーフティネット保証4号の認定を受けた方（新型コロナウイルス感染症に係るもの） 2. セーフティネット保証5号の認定を受け、認定における売上高等の減少率が15%以上の方等 3. 最近1か月間の売上高が、前年同月の売上高と比較して▲15%以上の方等（セーフティネット保証の認定は不要）※詳細は裏面をご確認ください。		
資金使途	運転・設備資金	融資限度額	6,000万円
融資利率	5年以内 年1.7%（責任共有制度対象外：年1.5%） 5年超 年1.8%（責任共有制度対象外：年1.6%）		
保証料率	<融資対象1・2> 事業者実質負担 年0.05% <融資対象3> 事業者実質負担 年0.09～年0.70% ※詳細は裏面をご確認ください。		
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）		

おいでませ山口観光振興資金

融資対象	・宿泊施設などの観光施設の整備拡充 ・県内の観光振興に資する事業 に必要な資金		
資金使途	運転・設備資金		
融資限度額	2億8,000万円（運転資金は5,000万円限度）		
融資利率	5年以内 年1.7%（責任共有制度対象外：年1.5%） 5年超10年以内 年1.8%（責任共有制度対象外：年1.6%） 10年超 年2.0%（責任共有制度対象外：年1.8%）		
保証料率	すべて保証付き 年0.34%～年1.76%		
融資期間	運転 5年以内（うち据置1年以内） 設備 15年以内（うち据置2年以内）		

◆別途、金融機関・保証協会による審査があります。

県経営金融課HP

< 融資に関するご相談・お申込み先 >

◆県内に支店のある金融機関（銀行・信用金庫・信用組合 等）



< 県中小企業制度融資全般に関するお問い合わせ先 >

◆山口県信用保証協会 各営業店

◆県経営金融課 ☎083(933)3188

県中小企業制度融資には、上記資金以外にもさまざまな資金メニューがあります。
詳しくはホームページをご覧ください。

■ 経営安定資金〈伴走支援枠〉の融資対象について（詳細）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等が減少している中小企業者のうち、以下の1から3のいずれかに該当するもの

融資対象1. セーフティネット保証4号の認定を受けたもの（新型コロナウイルス感染症に係るもの）

融資対象2. セーフティネット保証5号の認定を受け、次のいずれかに該当するもの

- (1) 認定における売上高等の減少率が15%以上の方
- (2) 認定における売上高等の減少率が15%未満で、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している方

融資対象3. 次のいずれかに該当するもの（セーフティネット保証の認定は不要）

- (1) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している方
- (2) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している方

※融資対象2（2）、融資対象3の方は「売上高減少要件確認書」の作成が必要です。様式は山口県経営金融課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16300/kinyuu/202002210001.html>

また、各金融機関・山口県信用保証協会 各営業店にもございます。

様式掲載ページ
(経営金融課HP)



■ 経営安定資金〈伴走支援枠〉の保証料率について（詳細）

＜融資対象1及び2＞

すべて保証付き 年0.85% ※経営者保証免除対応の場合は、年0.20%を加算

→ 国及び県からの保証料補助により、事業者実質負担 年0.05%

＜融資対象3＞

すべて保証付き 年0.45%～年1.90% ※経営者保証免除対応の場合は、年0.20%を加算

→ 国及び県からの保証料補助により、事業者実質負担 年0.09～年0.70%